

## ご回答

2023年6月1日

東京電力ホールディングス株式会社

### **1. 福島第一原発における労災防止と労災補償**

2022年12月23日、厚労省は、『電離放射線障害の業務上外に関する検討会』の検討結果及び労災認定について、福島第一原発事故における事故後の作業員2名に真性赤血球増加症及び白血病を業務上と認め労災認定したことを公表した。労災認定された事例①は、60歳代の男性で昭和54年12月～平成29年6月のうち約5.9年、放射線業務に従事し（福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事）、総被ばく線量は約139mSv（うち事故後の福島第一原発での作業：約60mSv）だった。労働者は全国の原子力発電所で電気系統の定期検査の業務等に従事し、福島第一原発事故後においては同原発構内での電気系統の工事における指導業務に従事していた。労災認定された事例②は、70歳代の男性で平成6年1月～平成30年2月のうち約8.6年、放射線業務に従事し（福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事）、総被ばく線量は約78mSv（うち事故後の福島第一原発での作業：約31mSv）だった。労働者は全国の原子力発電所の関連設備の建設作業に従事し、福島第一原発事故後においては同原発構内でタンクの新設工事等の業務に従事していた。さらに2023年3月14日、厚労省は「検討会」（2023年3月5日開催）で、福島第一原発事故における事故後の作業員1名が発症した白血病を業務上と認めたと公表した。労災認定された事例③は、40歳代の男性で平成10年5月～令和3年12月のうち23年、放射線業務に従事し（福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事）、総被ばく線量は約124mSv（うち事故後の福島第一原発での作業：約95mSv）だった。労働者は全国の原子力発電所において原発の運転操作業務等に従事し、福島第一原発事故後は、主に、原子炉への給水操作、水処理設備の運転操作等の業務に従事していた。

（1）事例①の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】

（回答）

○当社福島第一原子力発電所の事故収束作業に従事された方が労災認定されたことは、報道を通じて承知しているが、本労災の申請は労働基準監督署に対して行われたものであり、事実関係については当社は回答する立場にないこと、ならびに個人情報であることから、回答を差し控えていただきます。

(2) 事例②の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】

(回答)

- 当社福島第一原子力発電所の事故収束作業に従事された方が労災認定されたことは、報道を通じて承知しているが、本労災の申請は労働基準監督署に対して行われたものであり、事実関係について当社は回答する立場にないこと、ならびに個人情報であることから、回答を差し控えさせていただきます。

(3) 事例③の労働者の具体的な作業内容等について明らかにすること。【厚労省、東電】

(回答)

- 長年、主に原子炉の運転・監視業務に従事しておりました。具体的な作業内容については、個人情報および個人のプライバシーに関する事項であることから回答を差し控えさせていただきます。

(4) 赤血球増加症 を加えて、 労災保険制度において放射線被ばくにより発症するおそれのある疾病について、厚生労働省、東京電力は緊急作業従事者だけでなく、全ての作業員、元作業員に周知徹底し、請求勧奨を行うこと。【厚労省、東電】

(回答)

- 労働基準監督署と連携し、放射線被ばくの労災補償制度に関するポスター・チラシ等を福島第一原子力発電所構内の作業員が目につく箇所へ掲示や配置を行い、周知をしております。
- 厚労省殿作成のリーフレットについて、放射線防護教育時に個人個人に配付するなど周知させていただいております。

## 2. 福島第一原発における新型コロナウイルス対策

(1) 2023年3月29日現在、福島第一原発の東電社員及び協力企業の新型コロナウイルス累計感染者数は1,751名（社員280名、派遣社員2名、協力企業作業員1466名、取引先企業従業員3名）と報告されている。現時点での福島第一原発における新型コロナ感染者数を明らかにすること。【東電】

(回答)

- 2023年5月7日現在、福島第一原発の東電社員及び協力企業作業員等の新型コロナウイルス累計感染者数は1,763名（社員283名、協力企業作業員1,475名、取引先企業従業員3名、派遣社員2名）でございます。
- 福島第一原子力発電所においては、東京電力HD(株)の方針に則り、2023年5月8日以降、感染症対策の各施策は原則廃止としたことを踏まえ、上記感染者数の公表は終了させていただきました。

(2) 東電はこれまでの福島第一原発での業務に起因して感染し労災請求した事例はないと回答しているが、前項のとおり累積感染者数が1,700名を超え、協力企業の作業員も1,450名を超えて感染しているなかで、福島第一原発での業務に起因して感染が起きていないとは考えられない。昨年来、オミクロン株に変異後、感染状況が悪化した際に、本来労災請求すべき事案が抑制されているのではないかとと思われる。福島第一原発の業務により感染したと考えられる場合には、労災補償請求すること。また元請事業者、下請事業者に周知徹底し、請求勧奨を行うこと。

【東電、厚労省】

(回答)

- 一般的に労災請求は雇用契約のある企業の事業主証明の上で労働基準監督署へ提出するものであること、また、労災認定については労働基準監督署が認定をするものであるため、当社は把握しておりません。
- コロナ感染に伴う労災補償請求につきましては、労働基準監督署等からの要請等に従って対応してまいります。

(3) 本年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に変更となった場合について、福島第一原発における新型コロナウイルス感染防止対策の措置について明らかにすること。【東電】

(回答)

- 福島第一原発においては、東京電力HD(株)の方針に則り、2023年5月8日以降、感染症対策の各施策は原則廃止とするが、BCP(事業継続計画)の観点から、密集・密室場所でのマスク着用、通勤・構内バスの段階的な運用の見直し、当直員との接触回避等の職場内での感染拡大防止施策の一部については、当面継続といたします。
- 引き続き、基本的な対策(体調不良時の医療機関受診、換気、3密回避、こまめな手洗い等)を一人ひとりが適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでまいります。

### 3. 労働環境改善に向けたアンケート（第13回）結果と労働条件確保について

(1) 不適切な作業指示（問9）、労働条件の書面受理・支払いについて（問10）、個人線量計（APD）の不正使用（問11）、福島第一原発構内での作業時間（問12）について、いずれも法令違反が伺われる回答が前回に比べ微増している傾向が確認された。東電は個別事案について元請企業を通じて確認するとしているが、質問項目ごとに、その結果と対応について明らかにすること。【東電】

(回答)

- 不適切な作業指示（問9）、労働条件の書面受理・支払いについて（問10）、福島第一原発構内での作業時間（問12）については、法令違反の可能性があることから、元請/雇用企業名の記載があった件名につき、元請企業を通じた確認をお願いした結果、法令違反等の問題は確認できませんでした。
- 個人線量計（APD）の不正使用（問11）については、「2021年9月～現在の期間で、個人線量計（APD）の正しくない使い方を構内で見かけたり、正しくない使い方を指示されたりしたことがある」についていただいた回答のうち、正しくない使い方をしたおそれがあるものは、雇用企業名（記載は任意）の記載のない以下の2件で、至近1年間で当社が構内で上記事象を確認した実績はありませんでしたが、改めて注意喚起を行ってまいります。

【作業員の回答】	【当社からの注意喚起】
GPS携帯をAPDの前に装着(遮へいの効果有)。	GPS携帯の遮蔽効果により不正使用になり得ます。APD測定面には、遮へい物がないようお願いいたします。
構内、免震棟隣の事務本館喫煙所にAPD不携帯の人がいた。	免震棟隣の事務本館喫煙所は「汚染のおそれのない管理対象区域」であるため、不正使用になり得えます。APDは、必ず首ひもに掛けて着用し、首ひもは、首から絶対に外さないようお願いします。

(2) 福島労働局が2022年6月に公表した福島第一原子力発電所での廃炉作業、福島県内での除染等の業務等を行う事業場への監督指導結果(令和3年)では、福島第一原発内の廃炉作業で、340事業場を監督指導し、137事業場(40.3%)に労働者の安全・衛生・労務管理関係に違反する事業場があり、うち安全衛生の措置に関する違反事業場は10事業場(2.9%)、労務管理関係の違反事業場は113事業場(33.2%)と報告している。東電は、こうした監督指導状況についてどのように受けとめ、法令違反の是正、労働者の権利確保に取り組んでいるのか明らかにすること。【東電】

(回答)

- 当社としては、福島労働局殿と連携し、定期的に「法令遵守講習会」を開催し全元請会社に就労形態の適正化をお願いする等、改善に努めてきたところです。
- 違反事業場数、違反率は前年より減少しているものの、半数近くの事業場で違反が指摘されたことを真摯に受け止め、引き続き、労働条件や安全衛生に関わる法令遵守に向けて指導してまいります。

(3) 福島第一原発の廃炉作業に従事する労働者の賃金等の基本的労働条件が抜本的に改善されない限り、作業員の就労意欲も高まらず、ひいては事故収束・廃炉業務を担い手も確保できなくなることが懸念される。ついては、福島第一原発の作業員の賃金改善のために、東電は「設計上の労務費」の増額をはかき、下請企業で働く作業員の賃金を底上げすること。【東電】

(回答)

- 弊社は、福島第一原子力発電所における作業環境や作業条件を勘案し、「設計上の労務費」を割り増して設計を行うことにより、作業員の皆さまの賃金改善に繋がるよう元請会社に協力を求めています。
- 他方で、賃金・手当を含めた労働条件は、雇用企業が作業員との労働契約において作業の態様等に応じて個別に定めるものであり、弊社が直接関与できるものではないと考えております。
- 従いまして、作業員の皆さまに就労意欲を高く維持して廃炉作業に従事していただくため、労働条件の書面に要る明示や雇用企業と作業員の双方で合意した賃金の支払いなど法令上必要とされる作業員の保護が行われるよう、引き続き元請会社に要請してまいります。

(4) 今年政府に経済政策においても労使双方に対し 労働者の賃上げ に 取り組むことを要請している。現在の春闘状況においても、大手企業を中心にベア込みで 5% 以上の賃上げを回答が続いている。福島第一原発の事故収 束・廃炉業務は政府・東電が責任において進められている。その福島第一原発の事故収 束・廃炉業務に従事する協力企業及び下請企業の労働者の賃金引き上げがどれだけ実現されたのかを調査し、明らかにすること。 【東電】

(回答)

○上記(3)での回答と同様となりますが、賃金・手当を含めた労働条件は、雇用企業が作業員との労働契約において個別に定めるものであり、弊社が直接関与できるものではないと考えております。

#### 4. 放射線被ばく防護対策と被ばく線量管理

(1) 現在までの放射線管理計画届、放射線作業届の件数を明らかにすること。 労基署に提出した計画届、作業届を上回る放射線被ばくを受けた作業内容及び被ばく線量を具体的に明らかにすること。【厚労省、東電】

(回答)

○2022年3月～2023年3月の期間に届出を行った放射線管理計画届は14件、放射線作業届は348件。

放射線管理計画届は、計画線量を上回った実績無し。

放射線作業届は、月単位の計画線量を上回った件数として33件。内訳は次表参照。

件名	期間	計画	実績	備考	作業概要
1F-1 RCW系線量低減対策業務委託(その3)	2022/10/1～10/31	188.76	214.73	総計画線量	1F-1 RCW系統線量低減対策業務委託(その3)において現場調査、配管穿孔、Hx内水抜きサンプリングおよび付帯作業を実施する。
		3.15	3.25	平均個人線量	
	2023/2/1～2/28	8.71	9.05	最高実効線量	
1F-1号機 原子炉建屋滞留水移送設備水位計移設工事	2022/12/22～2022/12/29	2.88	2.92	最高実効線量	1F-1号機 原子炉建屋滞留水移送装置水位計の移設、現場調査・床面ボーリングおよび付帯作業を実施する。
	2023/2/14～2023/2/28	4.57	5.57	最高実効線量	
1F-4号機北側埋設ガレキ撤去業務委託	2022/8/1～2022/8/31	6.05	6.35	最高実効線量	4号機R/B北側に高線量ガレキ等が残置されており、降雨の際に排水路濃度上昇および周辺エリアの現場雰囲気線量上昇の要因となっていることから、当該ガレキ等を切断し、コンテナに詰めて撤去する。
	2022/11/1～2022/11/30	84.07	94.4	総計画線量	
		8.25	11.76	最高実効線量	
	2022/12/1～2022/12/31	90.51	120.76	総計画線量	
		9.06	9.91	最高実効線量	
2023/2/1～2023/2/28	7.05	8.18	最高実効線量		
1F-2RB内床面他修理工事	2022/8/30～2022/9/28	1.12	1.21	最高実効線量	今後実施を検討しているPCV内部調査で使用する機器の搬入に干渉・影響がある既設ファンネルについて補修をする。
1F-3 R/B中地下1階線量調査業務委託(2)	2023/3/9～2023/3/31	1.01	1.05	平均実効線量	3号機S/Cの水位低下を行うにあたって、北西エリア中地下1階に設置されているRHR配管を利用した工法が検討されている。本委託では、北西エリア中地下1階の状況把握を目的に、点群スキャナによる点群データの取得を実施する。
		1.01	1.07	最高実効線量	
		3.03	3.14	総計画線量	
[水抜き業務]1F-1 RCW系統線量低減対策に伴う水抜き業務委託	2022/9/20～2022/10/20	1.63	2.03	平均実効線量	RCW系統内の水抜きによる線量低減を行い、今後の燃料デブリ取り出し関連業務の円滑実施に資することを目的とする。
		2.94	3.94	最高実効線量	
		24.38	26.39	総計画線量	
	2023/1/16～2023/2/17	1.07	1.35	平均実効線量	
		1.77	2.38	最高実効線量	
		12.81	16.17	総計画線量	
	2023/2/18～2023/3/31	1.05	1.13	最高実効線量	

件名	期間	計画	実績	備考	作業概要
1F-2 オペフロ南側既設設備撤去工事	2023/1/10～2023/2/10	6	6.69	最高実効線量	福島第一原子力発電所2号機使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けて、新設燃料取扱関連設備設置に干渉する原子炉建屋5階オペレーティングフロア南側エリアに設置されている既設設備の撤去を行い、新設燃料取扱関連設備設置に資することを目的とする。
	2023/3/11～2023/3/31	12.74	24.98	総計画線量	
		3	4.74	最高実効線量	
1F-1 R/B内環境改善業務委託(その1)	2022/7/20～2022/8/26	7.62	9.44	最高実効線量	1号機R/B内の線量低減を目的として、資機材やガレキ等の廃棄、また除染作業を行い、環境改善を実施することにより、今後の内部調査業務の円滑実施に資することを目的とする。
1F-2 オペフロ内雨水処理業務委託	2022/6/14～2022/7/14	2.4	2.8	最高実効線量	1F2号R/Bオペフロにおいて雨水流入と、床ファンネル詰まりの為、排水不良となっている。現状では今後実施するオペフロ内線量低減対策作業に支障をきたすことから、ファンネルの清掃及び雨水排水を実施し、オペフロ内線量低減対策関連作業に万全を期するものである。
1F-2 オペフロ除染業務委託(その1)	2022/6/22～2022/7/22	30.72	41.07	総計画線量	福島第一原子力発電所2号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け、オペレーティングフロアの線量低減業務を行い、燃料取り出しに係る作業時の被ばく線量低減に資することを目的とする。
1F-3 RB1階干渉物撤去工事(3)	2022/4/11～2022/4/28	0.51	0.62	平均実効線量	東北地方太平洋沖地震に伴う事故の影響により、原子炉建屋、廃棄物処理建屋は建屋内の空間線量率が高い。今後の廃炉作業を進める為、線量寄与がある機器や燃料デブリ取り出し関連作業に干渉する機器の撤去、不要物品の廃棄を実施する事で、線量低減とエリアの確保を実施する。
	2022/7/1～2022/7/14	0.25	0.33	平均実効線量	
1F-2 原子炉建屋内調査業務委託(その1)	2022/12/1～2022/12/31	7.69	9.36	最高実効線量	1F-2 原子炉建屋1階西側および大物搬入口のガンマイメージャ測定および空間線量測定を実施することで、当該エリアの線量・汚染分布について把握することを目的とする。
1F-1～4号機 Dピット周辺除染業務委託(2022年度)	2022/12/1～2022/12/22	1	1.03	平均実効線量	本業務は、AREVA除染装置から発生したスラッジを貯蔵する造粒固化体貯槽(D)(以下「Dピット」という。)周辺に設置されている、除染装置機器内のスラッジを吸引回収することで、Dピット周辺の線量低減を行い、除染装置スラッジ回収設備の設置に万全を期することを目的とする。
	2023/1/1～2023/1/31	0.92	1.4	平均実効線量	
1F-3R/B内環境改善業務委託(1)	2022/8/23～2022/8/31	0.49	0.7	平均実効線量	東北太平洋沖地震の影響により原子炉建屋の線量が高い。今後の廃炉を進めるため、業務予定エリアの空間線量測定や線量低減業務の必要がある。3号R/B1階において干渉物の廃棄、線量低減の障害である北西エリア排水対策、線量調査を実施し今後の業務の円滑化を目的とする。
		17.02	18.2	総計画線量	
	2022/10/24～2022/11/24	2.5	4.29	平均実効線量	
		112.58	180.26	総計画線量	
1F-3 原子炉格納容器内取水設備設置および同関連除却	2022/3/1～2022/3/31	7.08	11.21	最高実効線量	本工事では、X-6ペネを開放するために原子炉格納容器内の水位低下させることを目的とし、既設RHR系配管改造および原子炉格納容器内取水設備設置を行う。
		104.4	367.33	総計画線量	
IFRD自主事業 原子炉格納容器内部詳細調査技術の開発	2023/2/1～2023/2/28	4.07	5.53	最大個人線量	PCV内部詳細調査における、2号機アクセスルート構築のうちハッチ開放作業(A2隔離機構撤去、隔離部屋設置、ハッチ開放)を行う。
	2023/3/1～2023/3/31	162.2	185.75	総計画線量	
1F-1/2号機Rw/Bガレキ解体	2022/10/1	7.96	8.97	最高実効線量	建屋内へ流入する雨水作業の一環として、1号機及び2号機Rw/B上のガレキ撤去、主排気ダクト撤去を行う。
		55.08	60.28	総計画線量	
	2022/11/1	6.89	7.22	最高実効線量	
	2022/12/1	6.89	7.25	最高実効線量	
	2023/2/1	6.89	9.78	最高実効線量	
		73.44	93.82	総計画線量	
2023/3/1	7.36	10.78	最高実効線量		

(2) 汚染水処理の海上放出処理に従事する作業員の放射線被ばくリスクと対策について明らかにすること。【厚労省、規制庁】

(回答)

- 処理水希釈放出設備の設置に従事する作業員の放射線被ばくについては、作業エリアの放射線レベルが1 μSv/h 以下であり、また一般作業服で作業可能なGゾーンでの作業であることから、被ばくや汚染のリスクは低い作業環境となっております。また、放射線防護に係わるリスクアセスメントを行い、想定されるリスクを抽出し、リスク低減対策を講じながら作業を実施しております。
- 今後処理水希釈放出を実際に行うに当たっても、放射線防護に係わるリスクアセスメントを行い、想定されるリスクを抽出し、リスク低減対策を講じながら作業を実施していく計画です。

(3) 福島第一原発事故から12年以上が経過した。今回の労働環境評価アンケートに従うと、震災以降の作業経験年数が10年以上の作業員数は907名に上る。事故収束・廃炉業務における被ばく線量の管理・評価は5年を超えたら通算の年数で評価すべきである。このため作業経験10年以上の907名の累積被ばく線量を線量分布の形式で明らかにすること。【東電、厚労省】

(回答)

- 被ばく線量について、法令の限度値を超過するような事象は発生しておりません。またアンケートに対する個人の特定は、実施していないことから実績やその評価についてお答えすることはできませんので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

(4) 東電が毎月更新している福島第一原発作業員の被ばく線量の評価状況 では、2022 年度（2022 年 4 月～2023 年 2 月）、月に 10mSv 以上の被ばく事例が 3 回、9mSv 以上～10mSv 未満 の事例が少なくとも 3 回ある。これらの高線量被ばく作業の内容を具体的に明らかにすること。【東電】

(回答)

○2022 年度、9mSv/月以上の外部被ばく線量の作業員が従事していた作業件名、対象月、人数は以下のとおり。

1 号機原子炉建屋内環境改善業務委託 7 月 2 名 (9.44mSv、9.18mSv)

作業場所：1 号機原子炉建屋

作業概要：1 号機原子炉建屋内の線量低減を目的として、ガレキ等の除去・除染作業を実施

1 号機原子炉建屋補機冷却系統線量低減対策業務委託 10 月 1 名 (9.45mSv)

作業場所：1 号機原子炉建屋

作業概要：1 号機原子炉建屋において、現場調査、熱交換器内水抜きサンプリングを実施

1・2 号機廃棄物建屋ガレキ解体 10 月 2 名 (9.39mSv、9.06mSv)

作業場所：1・2 号機廃棄物建屋

作業概要：1・2 号機廃棄物建屋のガレキ撤去、主排気ダクト撤去を実施

4 号機北側埋設ガレキ撤去業務委託 10 月 1 名 (9.14mSv)

作業場所：4 号機原子炉建屋北側

作業概要：4 号機原子炉建屋北側の高線量ガレキ等を切断し、コンテナに詰めて撤去

4 号機北側埋設ガレキ撤去業務委託 11 月 2 名 (11.76mSv、9.65mSv)

作業場所：4 号機原子炉建屋北側

作業概要：4 号機原子炉建屋北側の高線量ガレキ等を切断し、コンテナに詰めて撤去

3 号機原子炉建屋内環境改善業務委託 11 月 2 名 (9.12mSv、9.04mSv)

作業場所：3 号機原子炉建屋

作業概要：3 号機原子炉建屋において干渉物の廃棄、排水対策、線量調査を実施

4 号機北側埋設ガレキ撤去業務委託 12 月 1 名 (9.91mSv)

作業場所：4 号機原子炉建屋北側

作業概要：4 号機原子炉建屋北側の高線量ガレキ等を切断し、コンテナに詰めて撤去

2 号機建屋内調査業務委託 12 月 2 名 (9.54mSv、9.15mSv)

作業場所：2 号機原子炉建屋

作業概要：2 号機原子炉建屋において、現状の空間情報の把握や線量調査を実施。

1・2号機廃棄物建屋ガレキ解体 2月 4名 (10.71mSv、9.68mSv、9.54mSv、9.05mSv)

作業場所：1・2号機廃棄物建屋

作業概要：1・2号機廃棄物建屋のガレキ撤去、主排気ダクト撤去を実施

1号機原子炉建屋補機冷却系統線量低減対策業務委託 2月 1名 (9.05mSv)

作業場所：1号機原子炉建屋

作業概要：1号機原子炉建屋において、現場調査、熱交換器内水抜きサンプリングを実施

※1・2号機廃棄物建屋ガレキ解体 3月 4名 (13.42mSv、11.85mSv、10.52mSv、10.50mSv)

作業場所：1・2号機廃棄物建屋

作業概要：1・2号機廃棄物建屋のガレキ撤去、主排気ダクト撤去を実施

## 5. 作業員の健康管理と救急医療体制（ER）

東電は これまでの回答で、2021年3月末までの災害による死亡確認件数は3件、2021年3月末までに福島第一原発構内で心身不調によりERに搬送され、外部搬送された件数は145人（内訳は、骨折33人、熱中症10人、創傷16人、心筋梗塞13人、脳卒中11人、その他62人）。また2022年1月～3月28日までに外部搬送された件数は4件と回答（骨折1、その他3）している。

（1）2022年度、外部医療機関に搬送された件数と傷病名の内訳、死亡件数について明らかにすること。【東電】

（回答）

○2022年度の外部医療機関への搬送は7件、死亡件数は0件でした。

<傷病名>

- ・左大腿骨遠位端骨折
- ・失神疑い
- ・急性虫垂炎疑い
- ・高血圧緊急症
- ・くも膜下出血疑い
- ・けいれん発作
- ・仙骨骨折の疑い

（2）救急時に電話によるERへの通報体制を確立すること。

（回答）

○発電所で作業される方に対して「傷病者発生時の連絡カード」を配布して、傷病者の発生時にはERに連絡してもらうよう指示しております。

（3）AEDの設置場所と周知、訓練の状況について明らかにすること。

（回答）

○AEDについては、発電所構内、入退域管理棟、大型休憩所などに設置しており、所内イントラで周知しております。

(4) 東電は福島第一原発構内において事故収束・廃炉作業に従事する作業員の健康管理を元請事業者、下請事業者の協力を得ながら取り組む責任がある。構内で負傷や心身不調により、ERに搬送され、外部搬送された作業員に関する情報（療養状態、生死、業務上外の有無等）を元請や下請事業者の協力を得ながらできる限り把握し、災害の再発防止対策、作業員の健康管理の徹底に生かすこと。【東電】

(回答)

○構内で発生した労働災害については、協力企業各社と情報を共有し、災害の再発防止対策を図っております。

(6) 脳・心臓疾患、熱中症など重篤な疾患、負傷に対応できるようERの機能、体制を強化するとともに、搬送先の医療機関との連携等を強化すること。【東電】

(回答)

○福島第一原子力発電所においては、「東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン」に従い、救急措置のための医療資材・整備を確保しております。

(7) 外部搬送事案について詳細な情報を東電として把握し、再発防止に生かす仕組みを作ること。【東電】

(回答)

○発電所構内で発生した作業に起因した人身災害については、原因、背後要因を洗い出し、再発防止対策を安全活動へ展開を行い、災害撲滅に向けて取り組んでおります。

## **7. 緊急時の避難計画と訓練について**

地震、津波、火災等の災害により原子炉内部に異変が発生し、放射能が外部に放出される緊急事態が発生した場合に災害対応の計画と体制、作業員の避難計画と訓練について明らかにすること。【規制庁、東電】

(回答)

- 原子力発電所で原子力災害に該当する緊急事態が発生した場合に備え、原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、「原子力事業者防災業務計画」を作成しております。
- 原子力事業者防災業務計画では、原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための災害対応の計画と体制などを明記しております。
- 原子力災害に該当する緊急事態が発生した場合、作業員を含めた入構者に対し、発電所敷地内に予め定めた避難集合場所へ移動の上、避難する計画を原子力事業者防災業務計画で明記しています。また、避難に関する訓練も行っております。